

2022 年度要員確保に関する申し入れ

日 時：令和 4 年 2 月 3 日（木） 午後 5 時 30 分～午後 5 時 40 分

場 所：大阪府咲洲庁舎 23 階 大阪都市計画局 会議室

出席者：＜所属＞計画推進室参事、計画推進室課長補佐、計画推進室主査

＜支部＞支部長、副支部長、書記長

＜支部＞

2022 年度要員確保に関する申し入れを行う。

―「申し入れ書」手交―

次年度の要員確保に関する申し入れにあたり、所属の考え方を確認しておきたい。

まず、市民サービスの確保は極めて重要な課題であり、安易な切り下げは許されるものではなく、まして、職員数の削減計画達成に向けた数字合わせとも言えるような、人員削減については反対の立場である。

さらに、業務内容・業務量に見合った執行体制の構築が必要であり、職場における業務の遂行が、超過勤務の増加や、有給休暇等の未取得日数の増加といった勤務環境の悪化の上に成り立つものではないと認識している。

業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう申し入れる。

また、結果として勤務労働条件に影響を及ぼさない場合であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「業務と人」の関係整理の内容について必要な情報提供を行うよう求める。

さらに、この申し入れは市職と市側との交渉において、「具体の交渉については、各所属に委任するとともに、所属・支部間で交渉された内容については尊重する」とした市側回答に基づくものであり、所属として、真摯に受け止め、誠意ある対応を要請する。

＜所属＞

日頃、計画調整局支部の皆様方に当局の業務執行に関し、ご理解、ご協力をいただいていることについて、お礼を申し上げます。

只今 2022 年度要員確保に関する申し入れをいただいたところである。

まず初めに、大阪都市計画局における市職員の身分取扱いについて申し上げます。

大阪都市計画局は、大阪都市計画局共同設置規約に基づき、令和 3 年 11 月に府市共同で設置した局であり、市職員の身分については原則として府職員として取り扱うこととなっている。このため、各種勤務条件等についても大阪府の規定を適用しているところである

ことをご理解いただきたい。

とはいえ、組合員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、地方公務員法や大阪市労使関係に関する条例の趣旨を踏まえながら、丁寧に対応してまいりたいと考えている。

これを踏まえ、指摘のあった点について申し上げる。

私どもとしても、スリムで効率的な業務執行体制をめざして職員数の削減に取り組む一方、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組とともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応していく。

また、超過勤務の状況、年次有給休暇の取得状況の把握については、重要な事項であると認識している。

申し入れに関わる交渉・協議については、継続して行ってまいりたいと考えているが、2022年度の事務事業及び業務執行体制については、現在検討中であるので、今しばらく時間をいただきたい。

<支部>

申し入れ内容に対する所属の考え方が示され、業務執行体制の改編などについては管理運営事項であるとのことであるが、管理運営事項の処理の結果、影響を受ける勤務労働条件は、交渉事項の対象であることを、申し添えておく。

「大阪都市計画局における市職員の身分取扱いについては、原則として府職員として取り扱うこととなっており、各種勤務条件等についても大阪府の規定を適用している」とのことであったが、支部としては、大阪都市計画局設置以前の交渉において、「必要に応じて引き続き府市間で協議を行うよう関係先と調整を行う旨大阪都市計画局に対して申し送りを行う」と回答を受けており、労使交渉の継続課題として確認されたものとして認識しているが、この点についてどのように認識しているか伺う。

<所属>

大阪都市計画局の設置時にも、大阪市において育児職免を取得していた職員について、大阪府の規定では育児職免を取得できないこととなっていたが、支部からの要望を踏まえ、局から要請を行った結果、府市の人事担当間の協議により、暫定的な措置として継続して取得可能となったところである。

その他の制度においても、府市の制度の違いで職員に不利益が生じることがないように、必要に応じて、支部と協議を行いつつ、関係先とも調整を行ってまいる。

<支部>

新年度の業務執行体制が、結果として超過勤務の増大や年次有給休暇の未取得日数の増加など、労働環境の悪化の上に成り立つものではなく、適正な労働条件のもとに築かれなければならないことを改めて指摘しておく。

その上で、具体の要員確保の申し入れについては、「今しばらく時間をいただきたい」との回答であったので、そのように取り扱いさせていただく。

最後に、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす事項については、支部・所属での十分な交渉・協議が行われなければ、課題解決は図れないと認識しており、誠意ある対応を行うよう強く要請し、本日の申し入れに関する交渉を終了する。